

内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び社会的信頼の確保のため、内部通報に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、すべての役職員に対して適用する。

(不正行為)

第3条 この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 一 法令又は定款に違反する行為
- 二 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 三 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）
- 四 この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 五 その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

(通報等)

第4条

- 一 役職員は、前条の事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、別に定める外部の相談窓口に通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。
- 二 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。
- 三 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(不利益処分等の禁止)

第5条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。